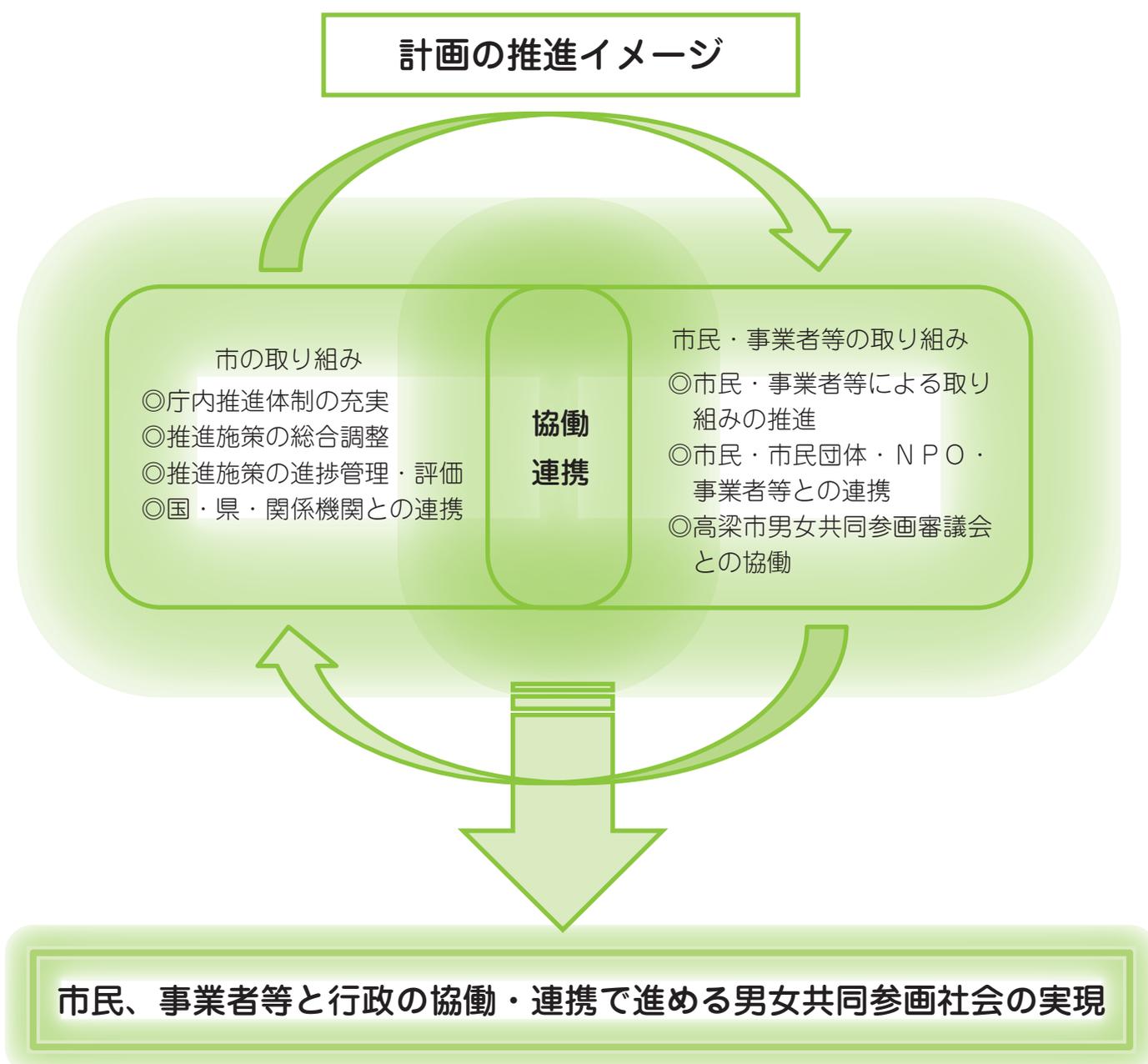


## 第3章

# 計画の推進

## 1 市民・事業者等との協働・連携による計画の推進

計画をより効果的に推進するためには、市民一人ひとりの理解促進とともに、事業者の自主的な取り組みが必要であることから、市民、市民団体、NPO、事業者等と行政が、それぞれの役割をしっかりと理解した上で、対等なパートナーとして連携し、計画を推進します。



## 2 庁内の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、市民生活のあらゆる分野にかかわっており、全庁的に推進する必要があることから、庁内推進組織である「高梁市男女共同参画推進委員会」を中心に各課の連携を強化し、総合的かつ効果的に計画を推進します。

具体的な事項について調査および研究を行う必要がある場合は、この推進委員会の下部組織として部会を設置し、計画の目標達成に向けてその推進を図ります。

## 3 関係機関との連携

国・県をはじめ、他の市町村等との連携を図りながら、情報の収集・提供、共同事業の実施等により計画を推進します。

## 4 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策が着実に推進されるよう、この計画に基づく取り組みの進ちょく状況を毎年取りまとめ、市ホームページなどにより公表します。この結果によっては、取り組みについて見直しを行います。

